

税務キヤッチ・アップ

相続税関係

相続財産に純金積立がある場合の留意点

1はじめに

金地金への投資手法の1つとして純金積立という商品がある。被相続人が生前に純金積立をしていること又は相続人がそれを売却することも実務では生じる。その際の留意点に触れていくこととする。

2純金積立とは

純金積立とは、価格変動リスクを避けるため、毎月一定金額だけ金を買い付けていく投資手法である。金地金投資に比べて少額から投資可能であり、長期間続けることで金の購入価格を平均化できるというメリットがある。

3純金積立により取得した金地金の財産評価

金地金は、書画骨とう品に該当するものを除き、一般動産に該当するものとして評価を行う(財基通129)。売買実例価額の斟酌として、取引価額がある程度確立している著名業者の取引価額を使用する。なお、取引業者の買取価格と小売価格が別にある場合には、買取価格によることとなる。

4純金積立により取得した金地金を譲渡した場合

(1)所得区分

資産の譲渡による所得は、譲渡所得とされており、たな卸資産の譲渡等営利を目的として継続的に行われるものは除かれていない(法33①②)。したがって、毎月の購入金額や売却状況等を

勘査して雑所得又は事業所得に該当することも考えられるが、通常の投資の場合には譲渡所得(総合課税)に該当することになる。

(2)譲渡所得の金額の計算

譲渡所得の金額の計算は、売却金額から取得費、譲渡費用及び特別控除額(50万円)を控除して計算することになる。長期譲渡所得(保有期間5年超)に該当する場合には、総所得金額等の計算において、譲渡所得の金額に1/2を乗じることになる。なお、譲渡損失が生じた場合には、生活に通常必要でない資産として他の各種所得との損益通算はできないこととされている(所法69②、所令178①)。

(3)所有期間の判定

純金積立では、単価が変動する同一品質の金地金を一定額で毎日購入することになる。純金積立を開始してから売却するまでの期間が長期になることも多く、その場合には保有期間が5年超のものとそれ以外のものとが混在することもある。そこで同一銘柄の有価証券を譲渡した場合の取得日の取扱い(所基通33-6の4)に準じ、先入先出法により順次譲渡したものとして判定を行うことになる(東京国税局文書回答事例H18.10.23)。

(4)取得費について

金地金を譲渡した場合には、原則として譲渡した金地金の個

別の取得価額に基づいて計算する。しかし、純金積立により購入された金地金は、純金積立の取扱業者において、複数の顧客分をまとめて保管し、譲渡の際には単位重量を売却するものである。そのため譲渡した金地金は購入した金地金に個別対応するものではない。そこで、2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券を譲渡した場合の取扱い(所法48③、所令118)に準じて、総平均法に準ずる方法により計算することになる

(東京国税局文書回答事例H18.10.23)。

5おわりに

相続により取得した純金積立の売却を考える場合には、まず保有期間への注意が必要である。純金積立の全部を売却する場合には短期譲渡が混在する可能性がある。短期譲渡に該当するものは保有し続けることも選択肢となる。なお、申告期限から3年以内の譲渡であれば取得費加算の規定の適用も考えられるため、有利選択が必要な場合も生じるであろう。また、譲渡所得を計算する際の取得費の把握では、取扱業者の会員用HP等にログインし購入状況や平均単価等を把握したり、取扱業者から直接資料を集めることが必要な場合もあるため、あらかじめの準備が不可欠である。

(右山研究グループ
税理士 矢野 重明)